

三豊市人権尊重のまちづくり条例をここに公布する。

令和2年6月30日

三豊市長 山下 昭史

三豊市条例第23号

三豊市人権尊重のまちづくり条例

三豊市人権擁護条例（平成18年三豊市条例第131号）の全部を改正する。

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸と燧灘をのぞむ優美な海岸線、三豊平野、讃岐山脈などの多彩な自然環境に恵まれ、市民は、豊かな歴史と文化を育んできた。このまちで、誰もがお互いを大切にし、自分らしく安心して生きていくことが、私たち市民の願いである。この願いを実現するために、三豊市は、平成18年9月27日、人権尊重都市宣言を行い、人権尊重のまちづくりを推進してきた。

しかしながら、私たちの身の周りを見てみると、日本国憲法で記されている、すべて国民は、法の下に平等であると言うには十分ではなく、予断や偏見に基づく不当な差別（以下「あらゆる差別」という。）が、今なお存在している。こうした状況の下、国は、平成28年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）を施行した。

人権は、全ての人が生まれながらにして持つ固有の権利であり、誰もが幸福を追求する権利を保障されている。人は、誰もが一人ひとり異なる存在であることから、互いの個性を認め合うことにより、人権を尊重していかなければならない。

日本国憲法、世界人権宣言、人権尊重の社会づくりを目的とする法令の理念の下、三豊市に住む私たちは、誰もが自由で幸せに生きることができる地域社会をつくっていくために、人権について正しく理解し、力を合わせていくことが必要である。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者がともに力を合わせて、あらゆる差別をなくすことを誓い、市民一人ひとりの人権が尊重され、個性を生かし多様性を認め合い、誰もが住みよい平和な明るいまちづくり（以下「人権尊重のまちづくり」という。）の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、あらゆる差別の解消を推進するとともに、人権を擁護するために必要な事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。

(2) 事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は第1条の目的を達成するため、国、県その他の関係機関及び関係団体と連携を深め、必要な施策を積極的に推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努める責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、人権尊重のまちづくりのため人権意識の向上に心がけるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、人権尊重のまちづくりのための体制の整備を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発)

第7条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、人権尊重のまちづくりのために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(調査)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりのための施策の実施に資するため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(審議会)

第9条 市は、人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための重要事項を審議するため、三豊市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営については、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。